

次期第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

本県では、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びカモシカによる農林業被害等が依然として深刻な状況にあることから、第12次鳥獣保護管理事業計画の中でこの4獣についての第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）を引き続き策定しました。

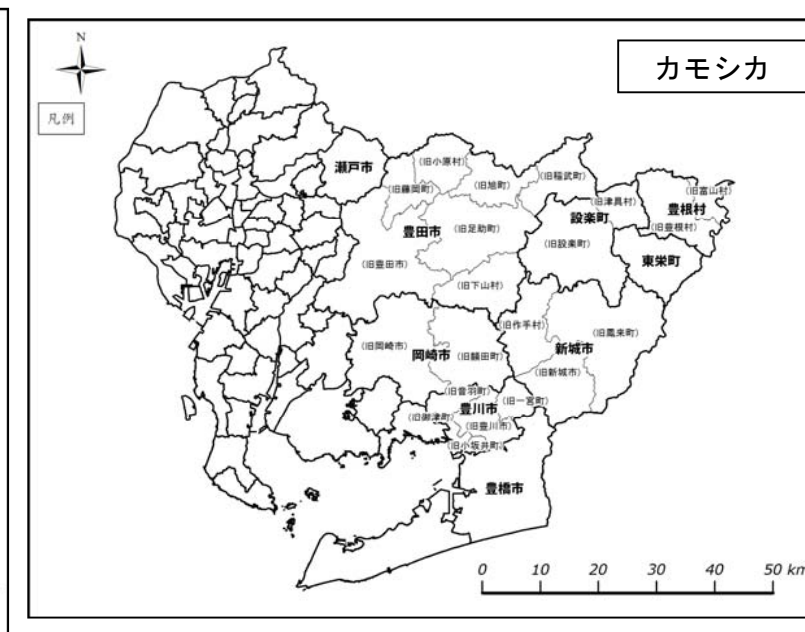
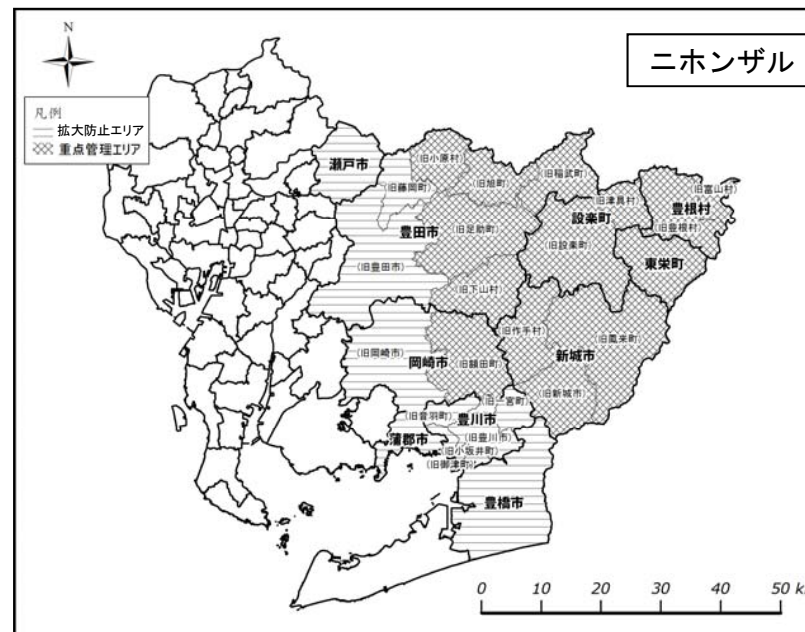
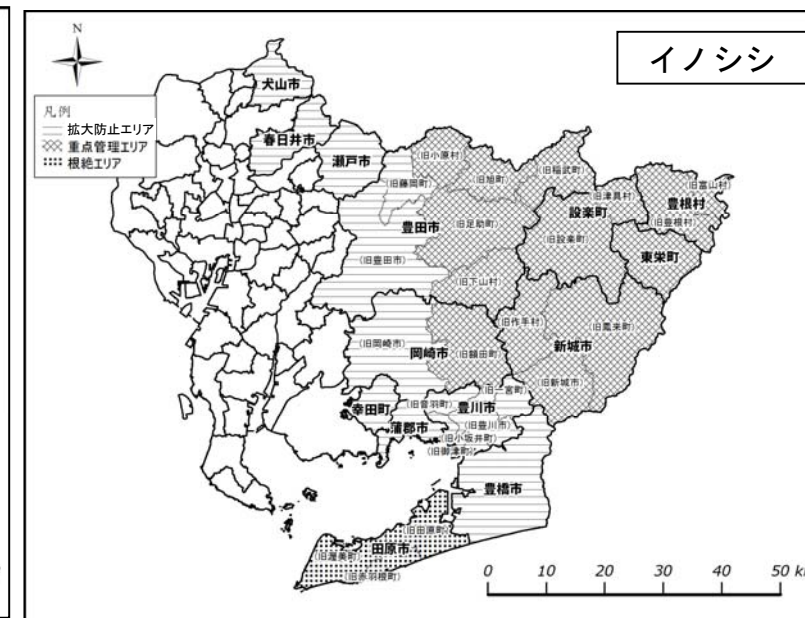
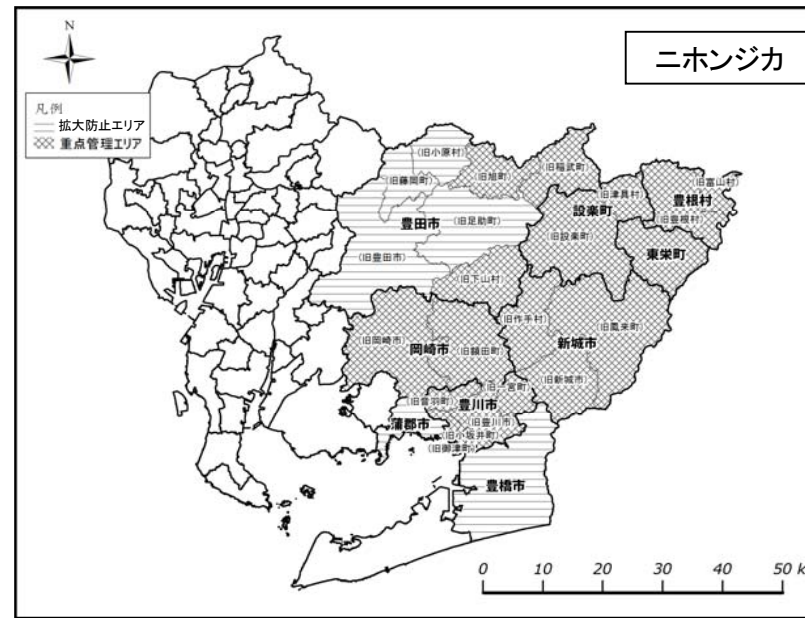
4獣については、特定計画に基づき、科学的知見を踏まえながら、生息環境管理、被害防除対策及び個体数管理の事業を講じることにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の防止を図っていくこととしています。

次期第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

* 1 狩猟対象外、* 2 特別天然記念物

項目	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル(*1)	カモシカ(*1、2)
計画期間	H29年度～H33年度	H29年度～H33年度	H29年度～H33年度	H29年度～H33年度
管理目標	・農林業被害等の未然防止又は減少 ・ 個体数を削減し、生息密度の低減 ・ 生息分布の縮減	・農業被害等の未然防止又は減少 ・ 個体数を削減し、生息密度の低減 ・ 生息分布の縮減	・農業被害等の未然防止又は減少 ・ 加害群及び個体の除去又は減少 ・ 生息分布の縮減	・林業被害等の未然防止又は減少
対象区域	9市町村 豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	14市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、 犬山市 、新城市、 田原市 、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	10市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	9市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
対象区域の区域分け	管理エリア:分布域の縮減 重点管理エリア:農林業被害の減少	管理エリア:分布域の縮減 重点管理エリア:農業被害の減少 根絶エリア:根絶	管理エリア:農業被害の減少又は未然防止、加害個体群の除去 重点管理エリア:農業被害の減少、加害個体群の除去	設定なし
目標を達成するための主な対策				
捕獲目標頭数	当面の間、5,000頭程度を目安に、毎年度、 生息状況、農業被害等を踏まえ設定 (現計画:1,400頭を目安に捕獲)	当面の間、1万頭程度を目安に、毎年度、 農業被害等を踏まえ設定 (現計画:5,000頭を目安に捕獲)	加害群を中心に選択的に排除 毎年度、農業被害等の状況を踏まえ設定 (現計画:加害個体200頭程度を捕獲)	加害個体又はその可能性の高い個体を排除 毎年度、林業被害の状況を踏まえ設定 (現計画:加害個体又はその可能性の高い個体を排除)
狩猟緩和	延長(2/16～3/15) 捕獲数の上限は、一人一日当たり、オスは2頭、メスは無制限	延長(2/16～3/15)		
特例休猟区の設定	シカの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定	イノシシの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定		
捕獲者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者の育成・確保を図るため、狩猟免許制度のPRに努め、試験を年2回開催する。 ・法人に対する捕獲許可について、狩猟免許を有しない者が捕獲の補助をできるようにし、狩猟者の負担軽減を図る。 ・増加しているわな免許取得者に対して研修を行い技術的な支援を行う。 			
モニタリング	各獣に合わせたモニタリング調査を、生息状況、被害状況、防除対策等について、毎年度実施する。			

対象区域



※ゴシックは、今回変更した事項